

諮問庁：出入国在留管理庁長官

諮問日：令和4年3月17日（令和4年（行個）諮問第5081号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（行個）答申第5014号）

事件名：本人の被相続人である特定個人に係る特定期間の医療情報等の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2の【大セ個第11号関係】の部分に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を特定個人Bを本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、これにつき改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）

12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月22日付け大セ総第226号により入国者収容所大村入国管理センター所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである（添付資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 特定個人Aの相続人特定個人Bの法定代理人親権者母である審査請求人は、2021（令和3）年6月30日付けで、特定個人Aの収容状況及び死因原因に関する情報について、処分庁に対し、保有個人情報開示請求を行った。

そして、審査請求人は、2021（令和3）年9月22日付けで、処分庁から原処分を受けた。

イ 以下のとおり、原処分は違法である。

国によって身体拘束されている間に死亡した被相続人の収容状況及び死亡原因に関する情報は、相続人固有の財産である国家賠償請求権の発生要件が充足されているか否かを示す個人情報の性質を有するから、相続人にとって「自己を本人とする保有個人情報」（法12条1項）に該当する。

それにもかかわらず、国によって身体拘束されている間に死亡した

特定個人Aの相続人の法定代理人親権者母である審査請求人がした本件保有個人情報開示請求につき、全部を開示しないとした本件処分は、法12条1項に反し違法である。

ウ 参考裁判例

資料として以下の裁判例を提出する（以下の裁判例の表記は原文ママ。）

（ア）東京高判平成11年8月23日（出典略）

（イ）名古屋高金沢支判平成16年4月19日（出典略）

（ウ）大阪高裁平成25年10月25日判決

（エ）大阪地裁令和元年6月5日判決（出典略）

（オ）鳥取地裁令和3年2月12日判決

（2）意見書

資料1（訴状）のとおり、特定個人Aの相続人特定個人Bは、2022（令和4）年4月21日付けで、大阪地方裁判所に対し、国を被告として国家賠償請求訴訟を提訴した。

資料1記載のとおり、死亡した被収容者である特定個人Aが国に対して国家賠償請求権を有しており、特定個人Bは特定個人Aの長女であり、特定個人Bがこの国家賠償請求権を相続することは明らかである。

そして、国によって身体拘束されている間に死亡した被相続人特定個人Aの収容状況及び死亡原因に関する情報は、相続人特定個人B固有の財産である国家賠償請求権の発生要件が充足されているか否かを示す個人情報の性質を有するから、相続人にとって「自己を本人とする保有個人情報」（法12条1項）に該当する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯

（1）審査請求人は、令和3年6月30日（同年7月5日受付）、処分庁に対し、法の規定に基づき、別紙の1に掲げる保有個人情報（原文ママ）の開示請求を行った。

（2）当該開示請求に対し、処分庁は、別紙の2に掲げる保有個人情報を特定し、大セ個第11号関係の保有個人情報（本件対象保有個人情報）については、全部不開示決定（原処分）を行い、大セ個第27号ないし第35号については、別途、部分開示決定（令和3年9月22日付け大セ総第225号。以下「別件決定」という。）を行った。

（3）本件は、この原処分について、令和3年12月23日付けで出入国在留管理庁長官に対し審査請求がなされたものである。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、上記第2の2（1）のとおり原処分は違法である旨を主張している。

3 諮問庁の考え方

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、入国者収容所大村入国管理センターが収容中に死亡した被収容者に関する入国者収容所大村入国管理センターが保有する診療情報及び処分に関する文書（原文ママ）である。

(2) 保有個人情報の該当性について

法2条2項において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるものと規定されており、死者に関する情報は含まれないものとされているが、死者に関する情報が遺族の個人情報となる場合には、当該遺族は自己の個人情報として開示請求を行うことができるとされている。

しかし、単に遺族であるからという理由で開示請求権を有するものではなく、死者が有する損害賠償請求権が遺族にも取得し得る等特定の場合において、死者の情報が遺族の個人情報として開示請求権を有すると解されるものである。

また、処分庁は、本件対象保有個人情報に審査請求人（原文ママ）を本人とする保有個人情報が存在するか確認したところ、同人に関する個人情報の記載は存在しないことが確認された。

以上を踏まえ、本件について検討すると、処分庁に対して開示請求がなされた時点において、死亡した被収容者に係る国家賠償請求権等といった損害賠償請求権を、死亡した被収容者の遺族である審査請求人（原文ママ）も有している（相続している）と判断できる根拠は存在しておらず、かつ、本件対象保有個人情報に審査請求人を本人とする個人情報が含まれていないことから、処分庁が法12条1項に規定する開示請求権を有しないとした原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について、全部不開示決定とした原処分に誤りは認められないため、原処分を維持し、審査請求を棄却することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和4年3月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年4月22日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ | 令和7年3月6日 | 審議 |
| ⑤ | 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、その全部を法12条1項に規定する自己（特定個人B）を本人とする保有個人情報とは認められず、当該保有個人情報の開示請求権を有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分に誤りはないとしている。

ところで、関連して指摘しておくに、諮問庁の上記第3の説明中には、本件対象保有個人情報が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かを問題にしているように解せなくもない部分もあるが、審査請求人は、特定個人Aの唯一の相続人たる子である（この点については諮問書に添付された書面写しにより認められ、他にこれに反する事情はない。）特定個人Bの法定代理人親権者母として開示請求及び審査請求をしているのであるから、本件において検討対象となるのは、原処分の述べるとおり、本件対象保有個人情報が、当該代理行為の効果が帰属する特定個人Bを本人とする保有個人情報に該当するか否かであるということになる。以下、それを前提に検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定個人Bを本人とする保有個人情報該当性について

- (1) 法12条1項は、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と規定しており、また、法2条2項は、「個人情報」とは生存する個人に関する情報であると規定していることからすれば、法が開示請求の対象として予定するのは、生存する個人に関する自己を本人とする保有個人情報のみであると解されるが、死者に関する情報であっても、それが開示請求者（本件の場合は、特定個人B。以下同じ。）を本人とする保有個人情報でもあると認められる場合には、開示請求者は、自己を本人とする個人情報として当該保有個人情報の開示を請求することができるものと解される。

そして、ある情報が、自己を本人とする保有個人情報に当たるか否かは、当該情報と当該個人の関係を個別的に検討して判断すべきものである。

- (2) 本件対象保有個人情報が、特定個人Bを本人とする保有個人情報であるとは認められないとする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり補足して説明する。

本件における諮問庁の考え方については上記第3において、死者が有する損害賠償請求権が遺族にも取得し得る等特定の場合において、死者の情報が遺族の個人情報として開示請求権を有するものであり、本件

については処分庁に対して開示請求がされた時点において、死亡した被収容者に係る国家賠償請求権等といった損害賠償請求権を、死亡した被収容者の遺族である特定個人Bが有している（相続している）と判断できる根拠は存在しないことから原処分は妥当である旨主張した。

上記における、死者の個人情報に遺族の個人情報として開示請求の対象となり得る場合について、宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』では、「死者の財産を遺族が相続した場合、当該相続財産に関する情報は相続人である遺族の個人情報」（宇賀、2021、54頁）とされていることから、遺族が被収容者の損害賠償請求権を相続し得る場合は開示請求権を有する。したがって、本件は死者が有する損害賠償請求権が遺族に相続されるかについてであるが、民法709条より、損害賠償請求権は不法行為によって生じることから被収容者に対し収容期間中に何らかの不法行為・不作為があった場合には損害賠償請求権が生じ、審査請求人は相続によってその権利を取得できると考えられる。

まず、死亡した被収容者が生前に損害賠償請求権を提起していた場合、遺族である審査請求人はその権利を取得し得ると考えられるところ、収容場所である大村入国管理センターにおいて訴訟関係記録を確認したが、本件対象者である被収容者の収容期間中から死亡までの平成28年度から令和元年度の間に同人から訴訟を提起された記録は見当たらなかった。

次に、当該被収容者に対しての不法行為の有無についてであるが、仮に被収容者に対して不法行為があったとすると被収容者自体が不法行為に対する申出を行う際には不服申出書をもって行い、職員が意見聴取を行うところ、同被収容者の収容期間中にそのような不服申出は当庁に対してされた記録はなかった。また、被収容者の収容期間中に同人に対して当庁職員が危害を加える等の行為をしたとされる報告書は作成されていなかった。さらに、令和元年10月に公表された「大村入国管理センター被収容者死亡事案に関する調査報告書」では、被収容者が拒食に及んだ際、当庁職員は繰り返し食事をとるよう説得したものの、被収容者は聞き入れることはなく、所内診療の際にも被収容者に対して点滴及び採血を行おうとしたところ、拒否している旨記載している。第三者専門医の意見として、拒食に対する一般的な対応としては、拒食によって脳や臓器に障害が起こりうることを説明し、欠乏しやすいビタミンB1などの投与を繰り返し勧めるとしており、また治療拒否者に対する治療は医療倫理上、法が特に許容した場合のみ認められるとしており、大村入国管理センター診療室医師においても、看守職員らに対し同様の指示をしていた。看守職員らは医師の指示に従い、毎食配膳の際などに接触、処方薬服用や点滴などを勧めたが本人が一貫してこれを拒否したため治療の実施に至らなかったものである。

また、近隣の医療機関に対して強制的治療の可否について照会したところ、治療を自ら拒否している者に対して治療を行うことは困難である旨回答があったことから、強制的治療についても望めなかったことを踏まえると、当庁の被収容者に対する対応について不作為があったと評価することは困難であり、同人に対して不法行為があったとは認められない。

上記より、本件は被収容者に対する不法行為が認められず、生前に被収容者が当庁に対して損害賠償請求に係る訴訟を提起していた事実もないことから、審査請求人が主張するような死亡した被収容者に係る損害賠償請求権を審査請求人も有している又は相続していると判断できる根拠は存在しない。

- (3) そこで検討するに、当審査会において、諮問庁から提示を受けた本件対象保有個人情報を確認したところ、その内容は、特定個人Aが入国者収容所大村入国管理センターに収容されてから死亡するに至るまでの同人の収容状況、健康状態及び同人に対する医療的措置その他の処遇内容等についての具体的かつ詳細な記録等であると認められるから、本件対象保有個人情報は、特定個人Aが死亡した場合に、相続人である特定個人Bが、相続により、又は固有のものとして取得し得る損害賠償請求権の有無及び内容・程度等の判断を基礎付ける事実に関する情報であって、その中に特定個人Bを識別できる内容が含まれていないとしても、同人の権利に密接に関連する情報である。また、本件では、既に国家賠償請求訴訟が係属中であるが、本件におけるような死亡事案が発生した際に、遺族が損害賠償請求訴訟を提起することは珍しいことではないところ、特定個人Bが特定個人Aの相続人であることは本件開示請求の際に提出された証明書類から容易に判明したのであるから、本件においては、処分庁にとって、特定個人Bが、特定個人Aの死亡事案について、相続により、又は固有のものとして損害賠償請求権を取得し得る立場にあると判断することが困難であったとは認め難い。

以上のような本件対象保有個人情報と特定個人Bの関係に関する個別的事実を総合して判断するならば、本件対象保有個人情報は、特定個人Bにとって、自己を本人とする保有個人情報に該当すると解すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法12条1項に規定する特定個人Bを本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は特定個人Bを本人とする保有個人情報に該当すると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 合田悦三、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 理由説明書（上記第3の1（1））に記載されている保有個人情報

（1）診療情報に関する文書に記録された保有個人情報

特定期間Aにおける入国者収容所大村入国管理センターが保有する被収容者（特定個人A）の医療情報に関する以下の書類等を含むすべて（原文ママ）の書類に記録された保有個人情報

- ア 被収容者申出書
- イ 健康状態に関する質問書
- ウ 診療録
- エ 診療日報
- オ 診療報告簿
- カ 被収容者診療簿
- キ 診療結果報告書
- ク 健康診断書、健康質問票、健康診断実施計画書、照射録、健康診断実施状況報告書
- ケ カウンセリング対象者報告書及びカウンセリング実施依頼書
- コ カウンセリング実施報告書

（2）処遇に関する文書に記録された保有個人情報

特定期間Aにおける入国者収容所大村入国管理センターが保有する被収容者（特定個人A）の処遇に関する以下の書類等を含むすべての書類に記録された保有個人情報

- ア 隔離措置等に関する文書
 - （ア）看守勤務日誌
 - （イ）幹部職員収容場巡視記録簿
 - （ウ）隔離言渡書
 - （エ）隔離に関する意見書・報告書、所長等の指示書
 - （オ）隔離継続に関する意見書・報告書、所長等の指示書
 - （カ）緊急時の隔離に関する報告書・所長等の指示書
 - （キ）保護室使用・使用継続についての報告書・所長等の指示書
- イ その他の措置に関する文書
 - （ア）制止等の措置報告書
 - （イ）戒具使用の報告書・所長等の指示書
 - （ウ）看守勤務日誌
 - （エ）被収容者の人命に関わる事案の発生についての報告書
- ウ 動静に関する文書
 - （ア）被収容者の物品（管理）出納簿
 - （イ）被収容者の仮放免許可申請記録全て

- (ウ) 被収容者に係る仮放免許可台帳
- (エ) 被収容者の被収容者面会簿全て
- (オ) 被収容者の面会・物品授与許可申出書全て
- (カ) 被収容者の被収容者郵便物発受受信簿
- (キ) 被収容者との面接記録書
- (ク) 被収容者のその他動静に係る報告書

2 理由説明書（上記第3の1（2））に記載された特定された保有個人情報
【大セ個第11号関係】（本件対象保有個人情報）

- (1) 特定期間Aにおける入国者収容所大村入国管理センターが保有する被収容者（特定個人A）の医療情報に関する以下の書類等を含む全ての書類（別件決定により開示決定された文書を除く。）に記録された保有個人情報

- ア 被収容者申出書
- イ 健康状態に関する質問書
- ウ 診療録
- エ 診療日報
- オ 診療報告簿
- カ 被収容者診療簿
- キ 診療結果報告書
- ク 健康診断書、健康質問票、健康診断実施計画書、照射録、健康診断実施状況報告書
- ケ カウンセリング対象者報告書及びカウンセリング実施依頼書
- コ カウンセリング実施報告書

(2) 処遇に関する文書

特定期間Aにおける入国者収容所大村入国管理センターが保有する被収容者（特定個人A）の処遇に関する以下の書類等を含むすべての書類（別件決定により開示決定された文書を除く。）に記録された保有個人情報

- ア 隔離措置等に関する文書
 - (ア) 看守勤務日誌
 - (イ) 幹部職員収容場巡視記録簿
 - (ウ) 隔離言渡書
 - (エ) 隔離に関する意見書・報告書、所長等の指示書
 - (オ) 隔離継続に関する意見書・報告書、所長等の指示書
 - (カ) 緊急時の隔離に関する報告書・所長等の指示書
 - (キ) 保護室使用・使用継続についての報告書・所長等の指示書
- イ その他の措置に関する文書
 - (ア) 制止等の措置報告書

- (イ) 戒具使用の報告書・所長等の指示書
- (ウ) 看守勤務日誌
- (エ) 被収容者の人命に関わる事案の発生についての報告書

ウ 動静に関する文書

- (ア) 被収容者の物品（管理）出納簿
- (イ) 被収容者の仮放免許可申請記録全て
- (ウ) 被収容者に係る仮放免許可台帳
- (エ) 被収容者の被収容者面会簿全て
- (オ) 被収容者の面会・物品授与許可申出書全て
- (カ) 被収容者の被収容者郵便物発受受信簿
- (キ) 被収容者との面接記録書
- (ク) 被収容者のその他動静に係る報告書

（以下【大セ個開第２７号関係ないし同第３９号関係】の部分は、別件決定により特定された保有個人情報につき略）